



平成26年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行  
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎  
(コード番号 8398 福証)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 石 井 智 幸  
(TEL 0942-32-5353)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成26年5月9日に公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」におきまして、一部記載に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛け表示しております。

記

訂正箇所

- 「2. 変更の内容」(別紙)・第23条(現行定款および変更案)  
・第45条～第52条(変更案)

【訂正前】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第23条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。	第23条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②(削除)
第 <u>43</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)	第45条～第52条 (条文省略)

【訂正後】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第23条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。	第23条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (削除)
第 <u>43</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)	第 <u>45</u> 条～第 <u>52</u> 条 (現行どおり)

以 上